

東グラ

4

月刊 東京グラフィックス

2018.vol.57
no.698





Assist Your Potential

— 技術力と創造力で、あなたの可能性を支援する —



日ごとに厳しさを増す、短納期ニーズや品質管理要求に応える印刷の現場。

RMGT の自動化・省力化技術は人を^{たす}援け、時間と労力を費やす作業を代行します。

そこで生まれる余力こそ、創造性を発揮するエネルギー。RMGT は、技術力と創造力で、印刷会社それぞれが強みを発揮できるように、アシストしていきます。

そして、人が中心になって機械や技術を使いこなす世界を目指します。



RMGT 940ST-4
LED-UV、印刷品質管理システム PQS-D(I+C) 搭載



ともに、世界へ彩りを。

リョービMHIグラフィックテクノロジー株式会社

東日本支社 〒114-0003 東京都北区豊島 5-2-8 TEL 03-3927-1031

<http://www.ryobi-group.co.jp/graphic/>

03 ■シリーズ「駅にまつわる話」⑬

北 千 住

04 ■特集：平成30年度版・東京の中小企業向け融資制度
信用保証料の補助や融資利率の
優遇措置を活用しよう!

15 ■連載：こころときめく営業のための道しるべ⑬
まじめな「報・連・相」が得をする

㈱ビジネスコミュニケーション研究所 代表取締役 田中 信一

16 ■連載：リスクマネジメントと個人情報保護・BCP④
新JIS Q15001:2017年版での安全管理措置 ①

22 ■新連載：元CAが教える「エグゼクティブSTYLE」
一目置かれるスマートなプレゼンス

㈱TFSマナー&EDUCATION 代表取締役 山本洋子

24 ■健康プロムナード

長引く熱は他の病気の可能性も

医療法人社団 同友会(東京グラフィックス賛助会員) 編

26 ■業界NOW

27 ■東京グラフィックス青年部FACE
PrintNext2018開催

28 ■第7回理事会報告

29 ■委員会報告

30 ■東グラ・クロニクル(平成30年2月)

※「VOICE」は休みます

不定期連載

小伝馬町へ行こう! ③

猫探しに御利益

「三光稲荷神社」

東京メトロ小伝馬町駅から本部事務局とは反対の人形町方向へ徒歩五分(というより人形町駅から小伝馬町方向へ歩けば一分)、「三光稲荷神社」が鎮座する。神職の常駐していない小さい神社ながら社殿も境内も手入れが行き届き、氏子の信心の篤さがうかがえる。元禄二年(一六八九年)の「江戸惣鹿子」に記述がある「三光稲荷」のこととされ、創建はそれ以前ということになる。現在の位置は昭和八年に近隣(もう少し人形町寄りだったらしい)から移されたもののだが、この神社がある日本橋堀留町の一部は昭和初期まで長谷川町という地名で、社殿にかかる額にも「日本橋區長谷川町守護神」とある。

堀留町に隣接する富沢町へ人形町界隈には江戸初期に吉原遊廓があった(明暦の大火後、現在の吉原へ移転)。その後は中村座をはじめ芝居小屋が立ち並び、場所柄「娘、子供、芸妓等が〈中略〉参詣するもの夥しかりしより、誰いふとなく、三光稲荷には猫が寄るとの風説より訛伝して、猫児を見失ひし時、立願すれば験あり」と同社の縁起にある。参道(三光新道)の石碑は東大教授・三島徳七が、いなくなった飼猫が戻った御礼に建立したもの(昭和二十九年)。社殿にも奉納された招き猫が並ぶ。御朱印は近所の化粧品店でもらえます。

(鈴木)



プリントメディアの総合商社

SHOWA

そろそろこのマシンもガタがきてるな… 何か新しいことを始めないと… 最近の技術についていけない…
うちも本気でカラーマネージメントをやらないと…
次の基幹システムはどうしよう… そろそろ買い替え時だな…
よその会社はどうしてるんだろう…
新システムを導入しても、使いこなせてないな… **やばい！また感材がきれてる…**
また発注ミスが… お客様との連携がうまくないな… もう少し効率よくできないものか…
最近トラブル続きだな… **またクレームだ…**
何か新しい提案ができないかな… 負担をもう少し減らせないものか…



そんな悩みを

SHOWAが解決します！

機資材 + 技術サービス + システムサービス + コンサルティング

SHOWAなら…

- ★アフターフォローも万全
- ★ユーザー会で密に情報交換
- ★創業90年の実績
- ★軽快なフットワークが自慢
- ★提案型営業でしっかりサポート

21世紀のグラフィックアーツを共に考えるショーワユーザー会

コラボレーション&リサーチ

「SHOWA会」

へのお誘い

年間の活動

- 研修会 ●工場見学会 ●総会・幹事会
- 会報・メールマガジンの発行 ●有志グループ活動

①お問い合わせ、入会お申し込みは事務局まで

SHOWA会 事務局

TEL: 03-3263-6141
FAX: 03-3263-6149

一歩先ゆく

株式会社
SHOWA

〒101-0065

東京都千代田区西神田 2-7-8 TEL 03-3263-6141 (代) FAX 03-3263-6149

<http://www.showa-corp.jp>

北千住

きたせんじゅ

穴場の街ランキング第1位!?

乗降客数で全国トップ6位に現れている通りの乗換駅で、電車で通り過ぎるだけ、あだちの花火大会があるのは知っているが降りたことがない、という人が多い、足立区にある北千住駅。

JR 常磐線・東武スカイツリーライン・東京メトロ千代田線・日比谷線・つくばエクスプレスの5路線が乗り入れていて、千葉や埼玉などベッドタウンから当駅で放射状に広がる路線のため、都心方向に行くにも便利で、東武・東京メトロとJRが自由に行き来できる駅でもある。

だが、地元民にとって大変不便なのは駅の横断である。南北に延びる駅周辺に歩行者用地下通路が1本あるだけで東西にまたぐ道路はなく、南側にある踏切はJRと東武が二重になり通称「大踏切」と呼ばれ、朝晩のラッシュ時には「開かずの踏切」となる。地元の我々はほとんど利用しないで、遠回りだが別の裏道に行く。

最近、千住ガリクルート住まいカンパニーにより「穴場だと思ふ街・ランキング第1位」として発表した。駅の東西にそれぞれ特徴的な活気にあふれた商店街があるが、その商店街から縦横に延びる家と家の間を走る細い路地は「ここは入っても大丈夫…?」とちょっと不安になるような猥雑な路地。昼間からカラオケが聞こえていたり、焼き鳥のこいうばしい香りがたぎよう。そんな路地にたまたま小さな古民家や土蔵を改装したバーや飲み屋、喫茶店などが面白く、昔ながらの下町の空気を求める人々が日夜集まっている。そこに近年、東京藝術大学・東京電機大学・放送大学・帝京科学大学・東京未来大学と、たて続けに5大学が進出し、学生の街にもなって若返りしつつあるが、よく見れば老人と猫の多いこと。

松尾芭蕉・奥の細道の出発地点である千住大橋、そして千住新橋を通る交通量が多い日光街道（国道四号線）もあり、3年B組金八先生の舞台にもなった千住は、荒川土手が象徴するように、周りが全て橋（川）になっており、もし全ての橋が落ちたら直径2キロの孤島となる。すなわち千住に入るにはどこかの橋を渡らなければならないのだ。

そんな千住に弊社は昭和35年に、駅東口から2分の千住旭町にて開業して現在に至るが、ここ東口駅前も再開発の波が押し寄せてきている。ちなみに北千住という地番はない。

（城東支部・村井 隆）



北千住駅東口



横丁の飲み屋街

信用保証料の補助や 融資利率の優遇措置を活用しよう!

東京都では、中小企業振興施策の一環として、さまざまな融資制度を設けています。中小企業者が金融機関から融資を受けやすくするように、また有利な条件で融資を受けられるようにするものです。本特集では、「東京都中小企業制度融資」をはじめ、主な融資を紹介します。誌面の都合上、詳細については割愛しますので、取扱金融機関、あっせん窓口、東京都産業労働局商工部金融課などに問い合わせください。

また、区・市などほとんどの各自治体も、独自に事業資金の融資制度（あっせん、利子補助など）を設けています。役所経営相談窓口や、ホームページなどで情報収集できます。

これらの制度を上手に活用して、企業経営の一助としていただきたいと思います。

I 東京都中小企業制度融資

- 事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューが利用できます
- 融資とあわせて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります

「東京都中小企業制度融資」とは、中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

【新規・拡充内容】

ライフステージに応じてきめ細かく支援します！

創業融資の拡充	○融資限度額を 3,500 万円に拡充します（自己資金なしの場合は 2,000 万円）※ ○融資利率を最大で 0.3% 引き下げます（責任共有制度対象外のみ）
事業承継融資の拡充	○一定の財務要件を満たした場合に、経営者の個人保証を不要とする特例制度を新設します ○事業承継を受けた経営者の方が、株式取得等のため個人でも活用できます ※
経営支援融資の拡充	○経営改善をサポートするメニューを使い易く統合しました （最大で信用保証料の 3 分の 2 を東京都が補助します）
小口融資の拡充	○融資限度額を 2,000 万円に拡充します ※

全国規模の危機時に迅速に対応します！

危機関連融資の新設	○危機時に一般保証とは別枠で 100% 保証を受けられる融資メニューを創設します ※
-----------	--

※ 国における中小企業信用保険法等の一部改正への対応

■利用できる方

中小企業者または組合で、次の条件を全て満たす方。

- ①都内に事業所（住居）があり、保証協会の保証対象となる業種を営んでいる（ただし、一定の業歴要件が必要となる場合があります）。
 - ②事業税その他租税の未申告、滞納がないこと（ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない）。
 - ③許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあっては、当該許可等を受けている（または、受ける）こと。
- ※創業を計画している方が利用できる制度は創業融資です。
- ※極度型融資については、引き続き2年以上同一事業を営んでいる必要があります。
- ④現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと、及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

■中小企業者とは

中小企業者とは、下表の資本金・従業員数のいずれかの条件を満たしているものです。

業 種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、不動産業、運送業、出版業など含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人等		300人以下

【お申込みの流れ】

- ①取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口
に融資をお申し込みください。東京信用保証協会（以下「保証協会」）への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
- ②保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ③保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、（公財）東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取扱いができない場合があります）。

※申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いたしません。

<信用保証協会>

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受け
る際にその債務を保証し、利用者の信用を補完する機関で、
信用保証協会法に基づく国の認可を受けた公的機関です。信用
保証協会は、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業
経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に検討し、保証の諾
否を決定します。東京都中小企業制度融資（以下「都制度融
資」）をご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要とな
ります。

【融資条件】

■資金使途

融資ごとに定める。

なお、既往融資の返済を資金使途として新規の融資を申し
込む場合、その融資により返済することのできる既往融資
は、原則として次の①及び②に限る。

- ①東京都中小企業制度融資要項に基づく融資制度のうち保証
協会の保証付融資
- ②東京都内の区市町が実施している融資制度のうち保証協会
の保証付融資

■融資限度額

融資ごとに定める。

■融資期間

融資ごとに定める。

■融資利率（年率）

融資ごとに定める。

「融資時の金利が完済まで適用される」と定める場合、融
資期間中に融資利率の条件を変更することはできない。ただ
し、次の①または②のいずれかに該当する場合、その条件の
範囲内で融資利率の変更を認める。

- ①条件変更時に融資利率を引き下げの場合
 - ②融資利率が固定金利であって次のア及びイを満たす場合
ア) 当初の融資実行日が平成19年10月1日以降であるもの
イ) 条件変更により融資期間を延長する場合であって、条件
変更後の融資利率を、当初の融資実行日から条件変更後の
完済予定日までの融資期間に対して条件変更日時点の要項
で定めている融資利率条件の範囲内とするもの
- なお、この要項で表示する融資利率は、平成30年4月から

平成30年度 東京都中小企業制度融資一覧

融 資 メ ニ ュ ー		融 資 対 象		
	細 目	略 称		
様々な事業運営に活用	小規模企業向け融資	小口 (国の全国統一保証制度)	小口	従業員数が製造業等20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)の事業者等であって、この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下のもの
		小口支援特例	小口・支援	次のいずれかに該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を1年以内に6か月以上複数回受け、証明を受けたもの (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたもの
		短期つなぎ特例	小口・短期	東京都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続しているもの
	(小)	小規模企業	小企	従業員数が製造業等30人以下(卸・小売・サービス業は10人以下)の中小企業者
	一般事業資金融資	事業一般	事業一般	中小企業者又は組合
		受注対応特例	事業・受注	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合
		ビジネスチャンス・ナビ2020連携特例	事業・ナビA	(A)「ビジネスチャンス・ナビ2020」に登録していること
			事業・ナビB	(B)「ビジネスチャンス・ナビ2020」に登録し、かつ「ビジネスチャンス・ナビ2020」に掲載された入札・調達案件を受注したこと
		短期つなぎ特例	事業・短期	東京都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続していること
		極度枠設定	極度	(1)及び(2)を満たす中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上同一事業を営んでいること (2)経常利益を計上し債務超過でない法人又は課税される所得金額のある個人事業者
組合向け		組	事業協同組合等	
(事業)	官公需適格特例	組・官公需	官公需適格組合としての証明を受けた組合	
新たな事業展開に活用	創業融資	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3)分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社
		創業支援特例	創業・支援	区市町村の認定特定創業支援事業による支援又は商工団体等による創業支援を受け、証明を受けたもの
	産業力強化融資	設備更新・企業立地促進	設備・立地	(設備更新) 事業の実施に必要な機械・装置、工具・器具、備品等の増強、改良、補修等(IoTを活用した設備の導入やIT機器の購入を含む。)を行う中小企業者、又は建物の改修、建替(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者 (企業立地促進) 東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者
		海外展開支援	海外展開	日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構若しくは東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定及び実行する中小企業者
		チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかを行う中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業 (3)平成30年度において東京都が重点的支援を行う事業等
		政策特別	政策特別	新たな事業展開や経営改善など前向きな取組を行う中小企業者等(融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定)
経営の安定化に活用	経営支援融資	東日本大震災復興緊急保証対応型	災害緊急	東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者又は組合
		危機関連保証対応型	危機関連	危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合
		区市町村認定書必要型	経営セーフ	信用保険法第2条第5項に定めるセーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合
		区市町村認定書不要型	経営一般	(1)から(7)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込 (2)最近3か月の売上が平成20年8月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込 (3)売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で価格転嫁できていない (4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少 (5)倒産等企業に事業上の債権を有している (6)災害により事業活動に影響を受けている (7)東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)
		事業承継支援型	事業承継	(融資対象1) ①から③のいずれかに該当する中小企業者 ①事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ②事業承継をした日から5年未満であり、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと ③経営承継関連保証に係る東京都知事の認定を受けたこと (融資対象2) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、東京都知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人
			事業承継・支援	東京商工会議所、東京都商工会連合会又は東京都中小企業振興公社による事業承継支援を受け、証明を受けたもの
		経営者保証特例	承継・経保特例	(1)及び(2)を満たす中小企業者 (1)事業承継(融資対象1)の要件を満たすこと (2)直前の決算において一定の財務要件を満たすこと
	(経営)	経営支援型	経営支援	(融資対象1) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合(国の全国統一保証制度) (融資対象2) 東京信用保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合
		企業再生支援融資	企業再生	企業再生
	(再生)		特別借換	特別借換

※1)経営革新計画に係る実施フォローアップを受けた場合又は商工団体等によるBCPの策定・実施に係る支援を受けた場合、0.2%の金利を優遇。
◆ 小口・短期、事業・短期、承継・経保特例、経営支援(融資対象1)、再生は指定金融機関のみ、政策特別は取扱金融機関のみで受付。
◆ このほか、一定の地域に集中して発生した災害により被害を受けた中小企業者等に対し災害復旧資金融資を実施。

災害復旧資金融資	災	知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合 (東日本大震災、平成25年台風26号に伴う被害)
----------	---	---

※1) 経営革新計画に係る実施フォローアップを受けた場合又は商工団体等によるBCPの策定・実施に係る支援を受けた場合、0.2%の金利を優遇。

◆ 小口・短期、事業・短期、承継・経保特例、経営支援(融資対象1)、再生は指定金融機関のみ、政策特別は取扱金融機関のみで受付。

◆ このほか、一定の地域に集中して発生した災害により被害を受けた中小企業者等に対し災害復旧資金融資を実施。

融 資 限 度 額 () 内は組合	融 資 期 間 () 内は据置期間		融 資 利 率 (年率) 固定：固定金利、変動：変動金利 [＊]：責任共有制度対象外となる場合の金利	保 証 人	物 的 担 保	保 証 料 補 助		
	運転資金	設備資金						
2,000万円 (同)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定1.9%以内～2.5%以内又は変動 上記より0.4%優遇		原則として不要	全事業者 2分の1		
300万円 (同)	2年以内	—	固定1.9%以内又は変動					
8,000万円	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内～2.7%以内又は変動 [＊]固定1.9%以内～2.5%以内又は変動		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	—		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定					
1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—						
1,000万円 (同)	5年以内 (1年以内)							
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (5年以内)	—						
500万円 (同)	2年以内	—						
1億円 (2億円)	2年以内	—						
(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内～2.7%以内又は変動 [＊]固定1.9%以内～2.5%以内又は変動 上記より0.1%優遇	転貸資金の 場合 代表理事 及び転貸先 代表者	信用保証なし の場合 必要に応じ 有担保	全事業者 2分の1 全事業者 3分の2 全事業者 2分の1 全事業者 2分の1 — 全事業者 0.2%相当分 全事業者 2分の1 小規模企業者 2分の1 全事業者 2分の1 小規模企業者 3分の2 その他の中小企業者 2分の1 小規模企業者 2分の1		
3,500万円 (同) (1)は自己資金に2,000万円 を加えた額の範囲内	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.9%以内～2.5%以内又は変動 [＊]固定1.5%以内～2.0%以内又は変動 上記より0.4%優遇	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	原則として不要		全事業者 2分の1	
2億8,000万円	—	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内～2.4%以内又は変動 [＊]固定1.5%以内～2.2%以内又は変動		新規の保証を含めた 保証の合計額が8千万円超 の場合は原則必要		全事業者 3分の2	
	15年以内 (2年以内)				原則必要		全事業者 2分の1	
2億8,000万円	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 [＊]固定1.5%以内～2.0%以内又は変動		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要		全事業者 2分の1	
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内 ※1 [＊]固定1.5%以内～2.0%以内				—	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定		金融機関所定				全事業者 0.2%相当分	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.5%以内～2.0%以内				全事業者 2分の1	
			固定1.7%以内～2.2%以内 [＊]固定1.5%以内～2.0%以内				小規模企業者 2分の1	
1億円 (2億円)								
2億8,000万円	(融資対象1) 10年以内 (2年以内) (融資対象2) 15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.4%以内 [＊]固定1.5%以内～2.2%以内 上記より0.2%優遇				不要	全事業者 2分の1
	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内～2.2%以内					小規模企業者 3分の2 その他の中小企業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (1年以内) 借換の場合は 10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	固定1.7%以内～2.2%以内 [＊]固定1.5%以内～2.0%以内					
	10年以内 (2年以内)							
2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定	必要に応じ有担保	小規模企業者 2分の1			
既往の保証付融資残高及び事業 計画実施に必要な資金の範囲内(同)	10年以内 (6か月以内)	—		新規の保証を含めた 保証の合計額が8千万円超 の場合は原則必要				

原則として一災害8,000万円 (同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>	固定1.7% [*]固定1.5%	原則として法人 代表者を除き連 帯保証人は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が8千万円超 の場合は原則必要	全事業者 全額
------------------------------------	----------------------------------	---------------------	-------------------------------	---------------------------------------	------------

9月までに、中小企業者等からの融資申込みに伴い融資申込受付機関が「信用保証委託申込書」を受け付けた場合の利率である。10月以降の融資利率は、9月中旬頃に公表する

■返済方法

融資ごとに定める。

■融資形式

融資ごとに定める。

■信用保証

保証協会による保証を必要とする。ただし、一般事業資金融資のうち組合向けは、保証協会による保証の有無を任意とする。

■保証形態

信用保証の形態は個別保証とする。ただし、一般事業資金融資のうち極度枠設定は、根保証とする。

■責任共有制度の適用

責任共有制度が適用される。ただし、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合がある。

■信用保証料

保証協会の定めるところによる。

なお、東京都が信用保証料の一部または全部を補助する融資がある。ただし、信用保証料を分割納付する場合は、この補助の対象とならない。

■保証人

原則として法人代表者（実質的な経営権を持っている者等を含む）を除き連帯保証人は不要とする。ただし、組合は、その実情に応じ、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合がある。

■物的担保

新規の保証の種別（一般保証または特例保証のいずれか一方）における保証合計残高（新規の保証額を含め、「CLO 対応資金融資」の保証債務残高を含めない）が8,000万円以下の場合は原則として無担保とし、8,000万円を超える場合は物的担保を必要とする。ただし、保証合計残高が8,000万円

以下の場合でも物的担保が必要となる場合がある。また、各融資に別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。

なお、中小企業金融安定化特別保証（平成13年3月31日以前の信用保険法第2条第4項第6号の認定に基づく保証）と一般保証の残高が併存する場合、その保証残高の合計が1億円を超える場合は原則として物的担保を要する。

【融資の申込み】

■融資申込受付時期

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

■融資申込受付機関

次の表のとおりとする。（「○」は申込可、「×」は申込不可）

取扱い制度 (略称)	事業・小口・短期		事業・短期		創業・事業	産業・政策特別	経営・営生	再営生	災害
	小口・短期	事業・短期	事業・短期	組合					
融資申込受付機関									
指定金融機関	○	○	○	○	※1	○	○	※2	○
保証協会	○	×	○	×	×	○	×	○	×
東京都中小企業団体中央会	○	×	○	×	○	×	×	×	×
商工会議所	○	×	○	×	×	○	×	○	×
商工会	○	×	○	×	×	○	×	○	×
東京都商工会連合会	○	×	○	×	×	○	×	○	×
公益財団法人東京都中小企業振興公社	○	×	○	×	×	○	×	○	×
東京都各支庁	○	×	○	×	×	○	×	○	×
東京都産業労働局金融部金融課	○	×	○	×	×	○	×	○	×

※1：商工組合中央金庫のみとする。

※2：別に定める。

※3：災害の都度定める。

（注）事業承継の経営者保証特例及び経営支援の【経営力強化保証対応型】は、指定金融機関のみでの受付とする。

■申込みに必要な書類

以下のとおりとする。ただし、この他に必要な書類がある場合、融資ごとに定める。また、指定金融機関及び保証協会の審査等のために、その他の書類が必要となる場合がある。

<法人の場合>

- ・信用保証委託申込書（※）：1部
- ・信用保証委託契約書（※）：1部
- ・個人情報の取扱いに関する同意書（※）：2部
- ・印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの）：1部
- ・商業登記簿謄本：1部
- ・確定申告書（決算書）の写し（原則直近2期分）2部
- ・納税証明書（法人税〔その1〕または事業税）：1部



- ・見積書または契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）：1部

- ・創業計画書（創業融資を利用する場合及び業歴1年未満の場合に必要）：1部

※保証協会及びあっせん機関から申し込む場合は、融資あっせん用を使用のこと。

<個人事業者の場合>

- ・信用保証委託申込書（※）：1部
- ・信用保証委託契約書（※）：1部
- ・個人情報の取扱いに関する同意書（※）2部
- ・印鑑証明書（申込人のもの）：1部
- ・所得税の確定申告書の写し（原則直近2期分）2部
- ・納税証明書（所得税〔その1〕または事業税）：1部
- ・見積書または契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）：1部
- ・創業計画書（創業融資を利用する場合及び業歴1年未満の場合に必要）：1部

※保証協会及びあっせん機関から申し込む場合は、融資あっせん用を使用のこと。

【東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関】（83機関）

以下のとおりとする。なお、指定金融機関において東京都中小企業制度融資を取り扱うのは、東京都内本支店等とする。

ただし、融資利率（年）を「固定金利」または「変動金利」から選択することができる制度について、以下の6金融機関では「変動金利」は取り扱わず、「固定金利」のみを取り扱う。

- ・東京三協信用金庫
- ・あすか信用組合、東信用組合、江東信用組合、東浴信用組合、中ノ郷信用組合

■普通銀行（38行）

阿波、伊予、SBJ、北日本、きらやか、群馬、京葉、埼玉りそな、静岡、静岡中央、常陽、新銀行東京、大光、第四、千葉、千葉興業、筑波、東京スター、東京都民、東邦、東和、徳島、栃木、八十二、東日本、百十四、北越、北陸、みずほ、三井住友、三井住友信託、三菱UFJ、武蔵野、八千代、山口、山梨中央、横浜、りそな、

■信用金庫（29金庫）

青木、朝日、足立成和、青梅、亀有、川崎、興産、小松川、西京、さわやか、芝、湘南、城南、城北、昭和、巣鴨、西武、世田谷、瀧野川、多摩、東栄、東京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、飯能、目黒、横浜

■政府系金融機関（1金庫）

商工組合中央金庫

■信用組合（14組合）

あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業

■農協系統金融機関（1連合会）

東京都信用農業協同組合連合会



II 東京都動産・債権担保融資制度 (ABL: Asset Based Lending)

中小企業が保有する機械・設備（車両、機械）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、金融機関から不動産担保に頼らずに事業資金を借り入れることができる、都独自の制度です。

■利用できる方

中小企業者で、条件は「東京都中小企業制度融資」と同じ。

■融資条件

- ・資金使途：運転資金・設備資金
- ・借入限度額：2億5千万円（1企業あたり、担保の種類等により限度額の定めが異なります）
- ・借入期間：
 - 担保が機械・設備の場合：7年以内
 - 担保が売掛債権・在庫の場合：1年以内
- ・融資利率：取扱金融機関ごとに定める
- ・保証人：原則不要
- ・借入形式：取扱金融機関ごとに定める

■利用の流れ

- ・取扱金融機関が、中小企業が保有している動産や債権に関する詳細な情報を聞いて、具体的な相談に応じます。
- ・取扱金融機関と提携した専門機関（保証機関又は担保評価機関）が、直接中小企業を訪問するなどにより、動産や債権の担保価値等について具体的に評価を行います。
- ・機械・設備を担保とする場合は、専門機関が融資を保証する仕組みなので、あわせて保証の可否を審査します。
- ・保証料及び担保物件の評価費用等は中小企業の負担となります。また、最終的に融資が実行されなかった場合でも、諸費用の負担が生じる場合があります（融資が実行された場合は、都が費用を補助します）。
- ・専門機関の評価結果を踏まえ、取扱金融機関が融資の可否や金額等を決定します（審査の結果、希望に添えない場合があります）。

・融資実行に際して、担保となる動産や債権について、譲渡登記等の保全措置を行ってまいります。

■東京都の支援

中小企業に対し、担保物件の評価費用や保証料等の経費の2分の1（小規模企業者は全額）を補助します

- ・融資が実行された場合に限りです。
- ・「機械・設備」を担保とする場合は融資額の年率4%、「売掛債権・在庫」を担保とする場合は融資額の年率3.5%を上限とします。

※小規模企業者とは、中小企業者のうち、従業員数が製造業等30人以下（卸・小売・サービス業は10人以下）の事業者等です。

■詳細・問い合わせ

制度の詳細や、取扱金融機関等については、下記まで問い合わせください。

◎東京都産業労働局金融部金融課

金融相談：電話03-5320-4877

◎東京都動産・債権担保融資制度

ホームページ

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/abl/>

■担保の種類と主な専門機関及び取扱金融機関

担保の種類		主な専門機関	取扱金融機関
機械・設備	車両	オリックス自動車（原則、車両のみ）	亀有、小松川、城北、東栄（以上信金）大東京信組、青和信組、東京スター、三井住友
	建設機械・工作機械 その他の機械・設備 （印刷機・フォークリフト等）	昭和リース（機械・設備全般）	商工組合中央金庫、城北信金、西武信金、東京スター、東京都民、東和、東日本、八千代
		信金中央金庫（機械・設備全般）	朝日、足立成和、亀有、小松川、西京、さわやか、芝、城南、城北、西武、瀧野川、東栄、東京三協、東京シティ、東京、東京東、東京ベイ、横浜（以上信金）
売掛債権・在庫	売掛債権（売掛金、受取手形等）	ツールバグループホールディングス	阿波、新銀行東京、東京スター、東京都民、みずほ
		帝国データバンク	朝日、さわやか、城南、西武（以上信金）商工組合中央金庫、新銀行東京、東京スター、東京都民、八千代
	在庫（商品、製品、仕掛品、原材料等）	（特非）日本動産鑑定	朝日、さわやか、城南、西武（以上信金）商工組合中央金庫、阿波、新銀行東京、東京都民、八千代



Ⅲ 東京都新保証付融資制度

東京都新保証付融資制度（東京都と地域の金融機関とが連携した保証付融資制度）は、東京都の区域内に事業の基盤を置き、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、東京都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、もって中小企業の振興を図ることを目的としています。

融資取引のある取扱金融機関に申し込みます（本制度の融資を申込みできるのはお取引のある1金融機関のみです）。「オリックス(株)保証付融資」と「全国しんくみ保証(株)保証付融資」があります。

■利用できる方

中小企業者で、条件は「東京都中小企業制度融資」と同じ、かつ取扱金融機関と一定期間の融資取引がある方。その他、一定の条件があります（詳細はお問い合わせ）。

■オリックス(株)保証付融資

保証機関：オリックス(株)

◎資金使途：事業性資金（本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等有するその他の債務の返済に充てることはできません。ただし、本制度を利用した既往債務の借換えは可能です）

◎融資額：100万円以上2,500万円以内（10万円単位）

（手形貸付の場合は1,000万円以内）

（本制度に基づく既往融資残高を含めます）

◎融資期間：5年以内（据置期間なし）（取扱金融機関と保証機関が特に優良と認めた先については7年以内も可能）（手形貸付の場合は1年以内の一括弁済ができます）

◎融資利率（年）：固定金利

- ・融資期間3年以内：2.4%以内
- ・融資期間3年超5年以内：2.6%以内
- ・融資期間5年超7年以内：2.8%以内

申込先金融機関において経営力強化保証制度に関する融資残高がある場合には、さらに0.3%の優遇措置があります。

◎保証料：保証機関（オリックス）の定めるところによる（全期間分を一括前払いとします）

◎保証人：連帯保証人は原則以下のとおり

- ・第三者保証人は不要
- ・法人は代表者全員
- ・個人事業者は不要

◎物的担保：原則として不要

■全国しんくみ保証(株)保証付融資

保証機関：全国しんくみ保証(株)

再保証会社：(株)オリエンコーポレーション

◎資金使途：運転資金・設備資金（本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等有する債務の返済に充てることはできません。ただし、本制度を利用した既往債務の借換えは可能です）

◎融資額：50万円以上1,000万円以内

（本制度に基づく既往融資残高を含めます）

◎融資期間：5年以内（据置期間なし）（取扱金融機関と保証機関が特に優良と認めた先については7年以内も可能）

◎融資利率（年）：固定金利

- ・融資期間3年以内：2.4%以内
- ・融資期間3年超5年以内：2.6%以内
- ・融資期間5年超7年以内：2.8%以内

申込先金融機関において経営力強化保証制度に関する融資残高がある場合には、さらに0.3%の優遇措置があります。

◎保証料：保証機関（全国しんくみ保証）の定めるところによる（一括先取）

◎保証人：連帯保証人は原則以下のとおり

- ・第三者保証人は不要
- ・法人は代表者全員
- ・個人事業者は不要

◎物的担保：原則として不要

■詳細・問い合わせ

◎東京都産業労働局金融部金融課

金融相談：電話03-5320-4877

◎東京都新保証付融資制度ホームページ

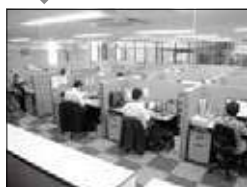
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/shinhosyou/>

Hcomの ワンストップサービス

学術書組版からスタートしたハイコムは、その技術を生かし
現在、編集・DTPから印刷・製本・配送の
流通までを一貫して受注できる体制を整えています。



企画・編集



DTP



CTP



POD



LED-UV 印刷



PP 加工



製本



仕分・梱包



流通

美しい
確かな
本造り



Hcom

美しい文字の故郷

www.hcom.co.jp

2015年度
JAGRA

作品展
連続受賞

日本印刷産業連合会会長賞
「LE PARFUM ルパルファンある感覚」

Hcom

ご相談窓口：03-3235-4441

日本ハイコム株式会社

〒112-0014 文京区関口 1-19-2

TEL：03-3235-4441 FAX：03-5261-7070



責任ある森林管理
のマーク



16190212



No.E1776-ISO14001



CM002

本社

〒399-0651 長野県塩尻市大字北小野 4724

TEL：0263-56-2111 FAX：0263-56-2424

低価格!

高品質!!

短納期!!!

菊四裁4色機
菊半裁4色機

小ロット

カラー印刷

特 急 便

**経験豊富な技術力で
高品質印刷物をご提供します!!**

安心価格

価格表を明示。本格オフセット印刷で納得の低価格を実現しました。

短納期

「間に合わない!」と思う前にご相談ください。ご要望に沿って尽力いたします。

**各種用紙
に対応**

薄紙から厚紙印刷まで幅広く対応いたします。

**お見積り
迅速対応**

明確なお見積り明細を迅速にご提出致します。

DTP

データの不備を可能な限り見つけてアドバイスをいたします。修正も可能な範囲で対応いたします。

**カラー
マネジメント**

カラーマネジメントシステムの確立で高品質な印刷が可能に。

**植物性インキ
使用**

通常のカラー印刷は環境に優しい植物由来のインキを使用。

**各種後加工
対応**

ニス引き印刷やPP貼、折り加工や各種製本加工に幅広く対応します。

**仕分・配送
まで一括で**

製本加工はもちろん、仕分・配送まで一括で承ります。

部数が少なくて
頼みづらい?
そんなことはありません!
小ロット大歓迎です。
お気軽にどうぞ。



株式会社 **旭洋社**

〒113-0001 東京都文京区白山 1-19-14

TEL: 03-3818-2311

FAX: 03-3814-2937

http://www.kyokuyo-sha.co.jp

E-mail: info@kyokuyo-sha.co.jp

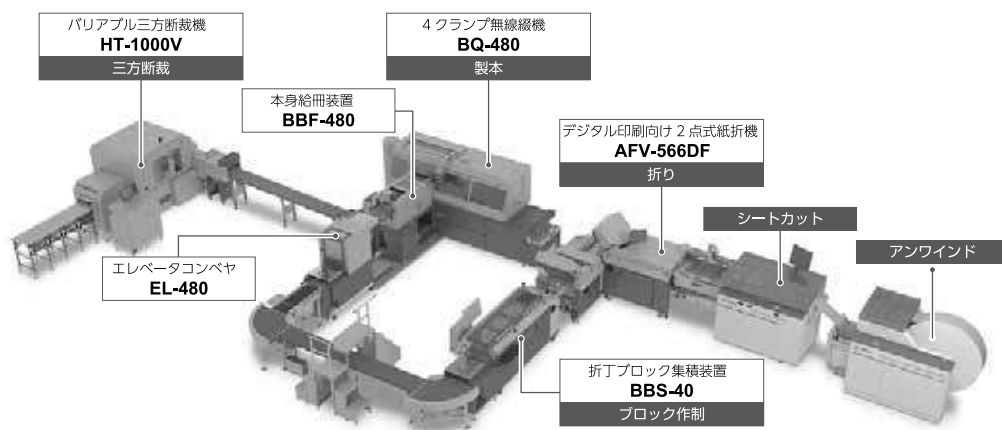


「理屈」で考えるワークフロー、
ポストプレスにフォーカスしてみませんか



Smart Binding System デジタル印刷向け書籍製本システム

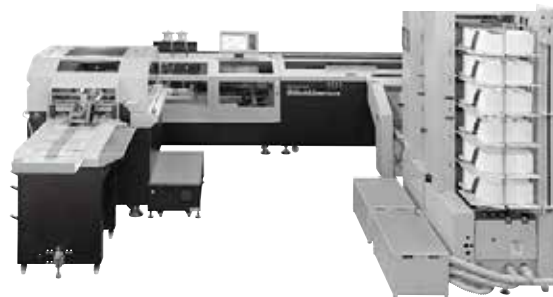
ロール紙対応で、仕上がりサイズに合わせた効率的な面付けを可能とする中小ロット向け製本システムです。



ペラ丁合鞍掛け中綴じ製本システム

StitchLiner MarkⅢ

厚みの異なる冊子に応じて各部を自動で調整、作業を中断することなく安定した高品質な製本を実現。A4S綴じ冊子は最高6,000冊/時間、A4E綴じ冊子は最高5,300冊/時間で処理することが可能です。(製本速度は紙質や紙の厚さによって異なります。)



四六判半裁全自動紙折機+横型プレススタッカー AFC-566FKT+PST-44

大型カラータッチパネルを搭載し、用紙を1枚挟むだけで、全ての設定を数秒で行います。便利なワイヤレスリモコンを標準装備し、操作パネルから離れている場所でも操作できます。



自動無線綴機4クランプタイプ BQ-480

セット替えの高速化による、小ロット、パリアブル製本での高生産性を実現。1冊ずつ厚みの異なるパリアブル製本を最高で時間800冊で処理することが可能です。

PUR
対応



全油圧断裁機 APC-610

幅61cm、厚さ10cmまで一度に断裁でき、プレッシャとともに、カッティングも油圧式で強力です。



www.horizon.co.jp

株式会社 **ホリゾン東テック**

【本社】
〒132-8562 東京都江戸川区松江5-10-9
TEL. 03(3652)7631(代) FAX. 03(3652)8083

【東北営業所】
〒984-0002 仙台市若林区卸町東1-7-31
TEL. 022(782)2821(代) FAX. 022(782)3068

【システムデザイン営業部】

〒101-0031 東京都千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル5F TEL. 03(3863)5361(代) FAX. 03(3863)5360

株式会社 **ホリゾン西コンサル**

【本社】
〒601-8206 京都市南区久世大薮町510
TEL. 075(933)3060(代) FAX. 075(933)4025

【九州営業所】
〒813-0034 福岡市東区多の津4-12-17
TEL. 092(626)8111(代) FAX. 092(626)8112



営業のための道しるべ

まじめな「報・連・相」が得をする

(株)ビジネスコミュニケーション研究所 代表取締役 田中 信一



◆ 会社と仕事は「報・連・相」で成り立つ

「報告・連絡・相談」は、ビジネスに不可欠な作法・ルールであり、身体の隅々に栄養を運ぶ血液の役割を果たしているといえる。もし「報・連・相」がなかったら、日々現場で起こっているさまざまな問題や機会が、上司や経営者に伝わらず、的確な判断ができない。また「報・連・相」は誰のためかと言えば、仲間、会社、そして自分のためである。「報・連・相」するから「報・連・相」される。「報・連・相」をするあなたが、結局、得をするのである。

◎「報告」とは何か

「報告」は“義務”である。良いことよりも特に悪いこと（ミス、トラブル）こそ最優先で報告する。さらに自ら進んで報告することが鉄則だ。ポイントは、①「結論ファースト」、②悪い報告こそ早く、③中間報告も大切……の3点。報告すべきことやタイミングは、①指示された仕事の完了時、②長期の仕事の中間報告（予定より時間がかかりそう、予定より早く終わりそう）、③仕事の進め方に変更が必要な時、④新しい情報を入手した時、⑤これまでとは異なることに気づいた時、⑥仕事に対する新しい改善方法を見つけた時、⑦ミスやトラブル発生時……などである。報告の要領は、「いつ、どこで、誰が、どうした」の5W1Hであり、ビジネスパーソンは、1Hを3Hにして、When（いつ）、Where（どこで）、Who（だれが）、What（何を）、Why（なぜ）、How（どのように）、How much（いくら、どれくらい）、How many（いくつ）と、よりの確な報告をしよう。

◎「連絡」とは何か。

「連絡」は“思いやり・気遣い”である。親切心をもって、

「これは重要かもしれない」「あの人に伝えておこう、教えてあげよう」という気持ちで、みんなが得をするのが「連絡」である。連絡すべきことは、①報告の義務はないけど、耳に入れておいたほうがよさそう、②知らせた方が、助かる・喜ぶだろう、③自分では判断できないが、経験のある人から見ると重要な情報かも……というようなことだ。ポイントは、①「言った」ではなく「伝わったか」を考えて、②こまめに・効率的に、③忘れないうちに、すぐ実行……だ。

◎「相談」とは何か

「相談」とは“解決”である。仕事をしていく上で、必ず悩みごとや困りごとなど、ちょっとした問題が発生する。先輩・上司・同僚に相談をすると、何らかの解決の糸口がつかめるものだ。一人で抱え込んでしまうと、本来は未然に防げたかもしれない小さなミスが、思いもよぬ大きなトラブルになる可能性もある。そうならないうちに、早めに相談することが、ミスの防止と営業スキルの向上、そして顧客満足につながる。相談のポイントは、①まず要点を整理して、②できれば自分の考えを持って、③相談したら必ず結果を報告……の3点。さらに、「相談」することは、される側にとっても安心感につながる重要なコミュニケーションなのである。

＊

「報告・連絡・相談」は、緊急を要することは、まず口頭で行うこと。そして、一日の終了時には、頭の中を整理し、「報告・連絡・相談」に分けて日報を書く習慣が身につけば、社内コミュニケーションも万全だ。

営業パーソンの、まじめな「報・連・相」が、わが社の収益を左右する。なぜなら会社は、大切なお客様の情報を営業パーソンによる「報・連・相」からしかつかめないからだ。結局、仕事は一人ではできないのである。

新JIS Q15001:2017年版での安全管理措置 ①

プライバシーマーク付与に係る JIS Q15001:2017 が、平成 29 年 12 月 20 日に改正された。新 JIS において示された「安全管理措置に関する管理目的及び管理策」が附属書 C の「参考」となって公表されている（附属書 A の安全管理措置：A 3.4.3.2 では附属書 C を参照とだけの記載である）。今号と次号では、主に附属書 C における安全管理（セキュリティ）の概略およびプライバシーマーク上の留意点について記す。

■ JIS における安全管理策とは

まず、附属書 C は、「参考」の形で附属書 A の安全管理措置として説明されている。

安全管理措置に関する管理目的及び管理策の項目は以下の通りである。

- C 5. 個人情報セキュリティのための方針群
- C 6. 個人情報セキュリティのための組織
- C 7. 人的資源のセキュリティ
- C 8. 資産の管理
- C 9. アクセス制御
- C 10. 暗号
- C 11. 物理的及び環境的セキュリティ
- C 12. 運用のセキュリティ
- C 13. 通信のセキュリティ
- C 14. 個人情報システムの取得、開発及び保守
- C 15. 供給者関係
- C 16. 個人情報セキュリティインシデント管理
- C 17. 事業継続マネジメントにおける個人情報セキュリティの側面
- C 18. 遵守

以上だがこの内容は、非常にハードルが高いように思われる。従来のプライバシーマーク付与の要件では組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置として括られていた。

2006 年版では、「事業者は、その取り扱う個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失、又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要、かつ、適切な監督を講じなければならない」と定義している。

2017 年版附属書 B の管理策における解説でも組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置をいうとしている。具体的に組織面では、安全管理について従業員の責任と権限の明確

化、安全管理に対する規程、手順書の整備・運用。人的には、従業員等に対する個人データの非開示契約の締結、教育・訓練の実施。物理的には入退館の管理、個人データの盗難防止措置。技術的には、情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視などがあげられている。加えて、安全対策は事業者において「経済的に実行可能な最良の技術の適用」で良しとし、廃棄については電子ファイルの消去、紙の破碎等流出することのないように留意することが望ましいとしている。2006 年版との大きな差異はない。

●安全管理のリスク局面

安全管理のリスクの局面では、「取得」「移送・送信」「利用・加工」「保管・バックアップ」「返却」「消去・廃棄」に 6 つに分類され、媒体は「紙媒体」「電子媒体」「その他」「データ」の 4 つに分類される。

■ 安全管理策としての附属書 C の内容

附属書 C を各項目毎にみると、

C 5. 個人情報セキュリティのための方針群

情報セキュリティのための経営陣の方針として管理策を定義し、管理層が承認・発行し、従業員及び関係者に通知する。方針群の有効性を確実にするためのレビューを行う。

C 6. 個人情報セキュリティのための組織

内部組織としては、責任を定め割り当てる。プロジェクトの種類に関わらずそのマネジメントにおいて個人情報セキュリティに取り組む。

モバイル機器の方針としては、そのリスク管理の方針とセキュリティ対策を講じる。テレワーキングがある場合は、アクセス、処理、保存のための方針とセキュリティ対策を講じる。

C 7. 人的資源のセキュリティ

雇用前の選考では、従業員候補者の経歴確認は法令・規制

に従って行う。雇用条件では「雇用契約書」に情報セキュリティに関する各自の責任を記載する。

雇用期間中には、経営陣は情報セキュリティの方針、手順の適用を全従業員及び契約者に要求する。そして適切な教育・訓練を行い、情報セキュリティに違反を犯した従業員に対する処置を正式かつ周知された懲戒手続きを備える（就業規則等）。

雇用終了及び変更については、雇用終了・変更後も情報セキュリティに関する責任及び義務を定める。

C 8. 資産の管理

資産目録の作成、維持がある。個人情報、同関連資産及び個人情報処理施設の特定を行う。

そして、その資産の管理責任を負う。資産利用の許容範囲は、利用の許容範囲並びに個人情報、同関連資産及び個人情報処理施設の利用許容範囲を明確にし、文書化する。資産の返却は、従業員及び外部利用者は雇用・契約終了時にすべての個人情報資産を返却させる。情報の分類、ラベル付け、資産の取扱いは情報資産の分類を行い、取扱い手順を定める。

媒体の取扱いでは、取り外し可能な媒体の管理手順を定める。媒体処分は、正式な手順を用いて処分する。物理的媒体の輸送は、輸送途中に認可されていないアクセス、不正使用又は破損から保護する。

C 9. アクセス制御

個人情報のアクセス制御は、個人情報へのアクセスを制限するために、方針として情報セキュリティの要求事項に沿って確立し文書化する。利用するネットワーク及びネットワークサービスへのアクセスだけを利用者に提供する。

利用者アクセスの管理は、システム及びサービスへの認可された利用者のアクセスを確実にし、認可されていないアクセスを防止する。

利用者登録及び登録削除は、アクセス権の割り当てを可能にする正式なプロセスを実施する。利用者アクセスの提供は、全てのシステム及びサービスへのアクセス権を割り当てる。又は無効化するために利用者アクセスの提供についての正式なプロセスで実施する。特権的アクセス権の管理は、割り当て及び利用を制限し、管理する。利用者の秘密認証情報の管理では、秘密認証情報の割り当てを正式なプロセスによって管理する。利用者アクセス権のレビューについて、個人情報管理責任者は利用者のアクセス権を定められた間隔でレビューする。アクセス権の削除又は修正について、利用者のアクセス権は雇用、契約終了時に削除し、また変更に合わせて修正する。

利用者の責任は、秘密認証情報の利用時に事業所の慣行に従わせる。

システム及びアプリケーションのアクセス制御は認可されていないアクセスを防止するために、個人情報へのアクセスを防止する。セキュリティに配慮したログオン手順としては、システム及びアプリケーションへのアクセスはセキュリティに配慮したログオン手順によって制御する。パスワード管理は、対話式とし、良質なパスワードを確実にする。特権的なユーティリティプログラムの使用は、システム及びアプリケーションによる制御を無効にすることができるユーティリティプログラムの使用は制限し、厳しく管理する。プログラムソースコードへのアクセスは制御する。

C10. 暗号

暗号による管理策の利用方針を策定し実施する。暗号鍵の管理策は、暗号鍵の利用、保護及び有効期間に関する方針を策定し、ライフサイクル全体にわたって実施する。

C11. 物理的及び環境的セキュリティ

物理的セキュリティ境界は、個人情報及び個人情報処理施設のある領域を保護するため物理的セキュリティ境界を定める。物理的入退管理策は、セキュリティ領域へは認可された者だけにアクセスするために適切な管理策によって保護する。オフィス、部屋及び施設のセキュリティは物理的なセキュリティを設計し適用する。外部及び環境の脅威からの保護は、自然災害、悪意ある攻撃または事故に対して保護する。セキュリティを保つべき領域での作業は、作業に関する手順を設計し適用する。受渡場所としては、荷物の受渡、立ち寄り場所、認可されていない者の施設立ち入り場所を管理する。また、可能な場合には認可されていないアクセスをさけるために個人情報処理施設から離す。

装置の設置及び保護として、環境上の脅威及び災害からのリスク低減と保護を行う。サポートユーティリティは、装置の不具合による停電、その他の事故から保護する。ケーブル配線のセキュリティとして通信ケーブル、電源ケーブルの配線は傍受、妨害または損傷からの保護を行う。装置の保守は、正しい保守を行う。資産の移動は、情報又はソフトウェアは事前の認可なしで構外に持ち出さない。構外にある装置及び資産のセキュリティとして構外にある資産に対し、構外作業に伴うリスクを考慮したセキュリティを適用する。装置のセキュリティを保った処分又は再利用としては、記憶媒体を内蔵した装置は処分又は再利用する前に、データ及びライセンス供与されたソフトウェアを消去し、又はセキュリティを保って上書きを確実にするための検証を行う。無人状態にあ

る利用者装置として、利用者は無人状態にある装置が適切な保護対策を確実にする。クリアデスク・クリアスクリーン方針として、机上への書類放置をしない。情報処理設備に対して情報をスクリーンに残したまま離席しない。

C12. 運用のセキュリティ

情報処理設備の正確かつセキュリティを保つ運用を確実にする。操作手順書は文書化し、必要とする利用者に対して利用可能とする。変更管理では、セキュリティに影響を与える業務プロセス、情報処理設備及びシステムの変更を管理する。容量・能力の管理は、要求されたシステムの性能を満たすことを確実にするために資源の利用を監視・調整し、また将来必要となる容量・能力を予測する。開発環境、試験環境及び運用環境の分離は、運用環境への認可がされていないアクセス又は変更によるリスクを低減するために分離する。

マルウェアに対する管理策として、マルウェアから保護するために利用者に適切に認識させ、併せて検出、予防及び回復のための管理策を実施する。

情報バックアップは、バックアップ方針に従って定期的に取得し検査する。

ログの取得及び監視では、利用者の活動、例外処理、過失及び個人情報セキュリティ事象を記録したイベントログを取得し、保持し、定期的にレビューする。ログ情報の保護管理では、ログ機能及びログ情報は改ざん及び認可されていないアクセスから保護する。システムの実務管理者及び運用担当者の作業は、記録し、そのログを保護し、定期的にレビューする。クロックの同期として、情報処理システムのクロックは単一の参照時刻源と同期させる。

運用システムに関わるソフトウェアの導入は管理するための手順を実施する。

技術的脆弱性の管理として、利用中の情報システムの技術的脆弱性に関する情報は、時機を失せず獲得する。また、その脆弱性にさらされている状況を評価する。さらにそれらと関連するリスクに対処する適切な手段を講じる。

ソフトウェアのインストールの制限は、利用者によるソフトウェアのインストールを管理する規制を確立し、実施する。

個人情報システムの監査に関する管理策としては、運用システムの検証を伴う監査要求事項及び監査活動は、業務プロセスの中断を最小限に抑えるために慎重に計画する。

C13. 通信のセキュリティ

ネットワーク管理策は、システム及びアプリケーション内の個人情報を保護するために管理、制御する。ネットワーク

サービスのセキュリティについて、自ら提供するか外部委託しているかを問わず、全てのネットワークサービスについてセキュリティ機能、サービスレベル及び管理上の要求事項を特定する。その要求事項をネットワークサービス合意書にも盛り込む。ネットワークの分離は、ネットワーク上でグループごとに分離する。

個人情報の転送方針及び手順は、通信設備を利用した情報転送を保護するために転送方針、手順及び管理策を備える。個人情報転送に関する合意は、外部関係者との間でセキュリティを保った転送について取り扱う。電子的メッセージ通信は、適切に保護する。秘密保持契約又は守秘義務契約のための要求事項を、特定し、定めに従ってレビューし、文書化する。

C14. 個人情報システムの取得、開発及び保守

個人情報セキュリティ要求事項の分析及び仕様化について、新しい個人情報システム又は既存の個人情報システムの改善に関する要求事項に含める。公衆ネットワーク上のアプリケーションサービスのセキュリティの考慮では、公衆ネットワークを経由するアプリケーションサービスに含まれる個人情報は不正行為、契約紛争並びに認可されていない開示及び変更から保護する。アプリケーションサービスのトランザクションの保護は、次の事項を未然に防止する。1. 不完全な通信、2. 誤った通信経路設定、3. 認可されていないメッセージの変更、4. 認可されていない開示、5. 認可されていないメッセージの複製又は再生。

開発及びサポートプロセスにおけるセキュリティは、開発サイクルの中で個人情報セキュリティを設計し実施することを確認する。セキュリティに配慮した開発のための方針は、ソフトウェア及びシステム開発のための規則を確立し、開発に対して適用する。システムの変更管理手順は、開発のライフサイクルにおけるシステムの変更を正式な変更管理手順によって管理する。オペレーティングプラットフォーム変更後のアプリケーションの技術的レビューとして、オペレーティングプラットフォームを変更するときは、運用又はセキュリティに悪影響がないことを確実にするために重要なアプリケーションをレビューし、試験する。パッケージソフトウェアの変更に対する制限では、パッケージソフトウェアの変更は、抑止し必要な変更だけに限る。またすべての変更は、厳重に管理する。

セキュリティに配慮したシステムの構築の原則は、システムを構築する原則を確立し、文書化し、維持し、全ての個人

情報システムの実装に対して適用する。セキュリティに配慮した開発環境は、システム開発ライフサイクルを含むシステム開発及び統合の取組みのためのセキュリティに配慮した開発環境を確立し、適切に保護する。外部委託による開発は、外部委託したシステム開発活動を監督し、監視する。システムセキュリティの試験は、機能試験は、開発期間中に実施すること。システムの受入れ試験は、新しい個人情報システム及びその改訂版・更新版のために、受入れ試験のプログラム及び関連する基準を確立する。

試験データの保護は、試験データを注意深く選定し、保護し、管理する。

C15. 供給者関係

供給者関係のための個人情報セキュリティの方針は、供給者のアクセスに関するリスクを軽減するための個人情報セキュリティ要求事項について供給者と合意し、文書化する。供給者との合意におけるセキュリティの取扱いは、全ての個人情報セキュリティ要求事項を確立し個人情報に対してアクセス、処理、保存、もしくは通信を行う又はIT基盤を提供する可能性のある供給者と合意する。ICTサプライチェーンでは、供給者との合意は情報通信技術（ICT）サービス及び製品のサプライチェーンに関連する個人情報セキュリティリスクに対処する。

供給者のサービス提供の監視及びレビューは、供給者サービス提供を定常的に監視し、レビューし、監査する。供給者サービス提供の変更に対する管理では、業務システム・プロセスの重要性、並びにリスクの再評価を考慮して、供給者によるサービス提供の変更を管理する。

C16. 個人情報セキュリティインシデント管理

セキュリティ事象及びセキュリティ弱点に関する伝達を含む情報セキュリティインシデントの管理のために一貫性のある効果的な取り組みを確実にする。責任及び手順は、情報セキュリティインシデントに対する迅速、効果的かつ順序だった対応を確実にするために、管理層の責任及び手順を確立する。個人情報セキュリティ事象の報告は、適切な管理者への連絡経路を通してできるだけ速やかに報告する。個人情報に係るセキュリティ弱点の報告は、従業員及び契約相手にシステム又はサービスの中で発見した又は疑いをもった個人情報に係る情報セキュリティ弱点は、どのようなものでも記録し、報告を要求する。

情報セキュリティ事象の評価及び決定は、これを評価し、個人情報セキュリティインシデントに分類するか否かを決定

する。個人情報セキュリティインシデントからの学習では、個人情報セキュリティインシデントの分析及び解決から得られた知識は、インシデントが将来起こる可能性又はその影響を低減するために用いる。証拠の収集は、証拠となり得る情報の特定、収集、取得及び保存のための手順を定め適用する。

C17. 事業継続マネジメントにおける個人情報セキュリティの側面

個人情報セキュリティ継続の計画では、困難な状況（危機又は災害）における個人情報セキュリティ及び個人情報セキュリティマネジメントの継続のための要求事項を決定する。

個人情報セキュリティ継続の実施では、困難な状況の下で継続に対する要求レベルを確実にするためのプロセス、手順及び管理策を確立し、文書化し、実施し、維持する。個人情報セキュリティ継続の検証、レビュー及び評価では、継続のための管理策が困難な状況下で妥当かつ有効であることを確実にするための定めた間隔で管理策を検証する。個人情報処理施設の可用性では、施設は可用性の要求事項を満たすのに十分な冗長性をもって導入する。

C18. 遵守

適用法令及び契約上の要求事項の特定では、全ての関連する法令、規制及び契約上の要求事項、並びにこれらの要求事項を満たすための取り組みを明確に特定し、文書化し、また最新に保つ。知的財産権及び権利関係にあるソフトウェア製品の利用に関する法令、規制及び契約上の要求事項の遵守を確実にするための適切な手順を実施する。記録の保護は法令及び規制、契約及び事業上の要求事項に従って、消失、破壊、改ざん、認可されていないアクセス及び不正な流出から保護する。プライバシーの保護は関連する指針その他の規範が適用される場合にその要求に従って確実にする。暗号化機能に対する規制では、関連するすべての協定、法令及び規制を遵守する。

個人情報セキュリティの独立したレビューは、個人情報セキュリティ及び実施の管理に対する取り組みについて、あらかじめ定めた間隔で又は重大な変化が生じた場合に独立したレビューを実施する。個人情報セキュリティのための方針群及び標準の遵守では、管理者が自分の責任の範囲内における情報処理及び手順が個人情報セキュリティ要求事項を遵守していることを定期的にレビューする。技術的遵守のレビューでは、個人情報セキュリティのための方針群及び標準の遵守に関して、定めに従ってレビューする。

（東京グラフィックス専務理事・斎藤 成）

創造と豊かな対話のために

IWATSU

IWATSU
CTP SYSTEM

きれい簡単 エレファクス

コンパクトながら高性能・
高品質を実現。
多彩な表現力で
グラフィックスも自由自在。

A3W対応
(ロール紙)

端物から
頁物まで
幅広いニーズ
に対応



CTPならではの価値を余すことなく発揮

スピーディーかつ高品質。印刷までの作業工程が大幅に短縮します。
しかも、アナログで使い慣れたマスターペーパーをはじめとする
消耗品類の使用を継承しながら、エレファクスの魅力であるコスト
パフォーマンスを余すことなく発揮します。

デジタル・プレートセッター
ELEFAX LP-540 e

IWATSU 岩崎通信機株式会社

本 社 〒168-8501 東京都杉並区久我山1-7-41
☎ 03-5370-5476 URL: <http://www.iwatsu.co.jp/>

北海道支店 〒060-0908 北海道札幌市東区北8条東3-1-1 ☎ (011) 733-5011
中部支店 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-7-33 ☎ (052) 955-8871
西日本支店 〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町2-3-6 ☎ (06) 6110-1101
九州支店 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-25 ☎ (092) 481-4114

きりっ子

KIRIKKO Multi Card Slitter
MC-22T

コンパクトボディに堅牢かつ圧倒的生産性と高精度を備えたプロ仕様
多様なカードサイズ・多彩な用紙色に対応



カットサイズ自由設定

セパレータ機構による
多彩な給紙調整

最大用紙厚0.4mm
ハイパワーカッター搭載

多彩な用紙色に対応

創造と豊かな対話のために

IWATSU

インバウンド対応情報発信ツール

MC Catalog+

エムシー カタログ プラス

Japan.
Endless
Discovery.

インバウンドを ビジネスチャンスに つなげる。

観光ガイドや広報紙、展示案内など、あらゆるコンテンツを多言語化し、スマートフォンやタブレット端末に向けて、配信するクラウドサービス。広がるインバウンド施策に、あなたのビジネスチャンスも繋がっています。

快適なユーザ体験をもたらす
多彩で豊富な機能を搭載



多言語
テキストウィンドウ
表示



多言語
音声読み上げ
機能



動画・音声
リンクの埋込み



配信効果
測定



配信エリア
指定



閲覧履歴による
表示最適化



日本語



英語



韓国語



中国語
簡体字



タイ語



中国語
繁体字



ポーランド語



ハンガリー語

自動翻訳で最大7言語に対応



モリスワ

www.morisawa.co.jp

詳しくは

エムシーカタログ



モリスワは、日本障がい者スポーツ協会を応援しています

●記載されている会社名・商品はそれぞれ各社の登録商標または商標です。●本仕様は、予告なく変更する場合があります。

「エグゼクティブStyle」



第1回 一目置かれるスマートな プレゼンスを身につける!

株式会社TFSマナー&EDUCATION 代表取締役 山本洋子

はじめまして。株式会社 TFS マナー & EDUCATION 代表取締役の山本洋子と申します。4月から、経営者の皆様により素敵に輝いていただくための秘密のエッセンス満載「エグゼクティブ STYLE」をお届けしてまいります。

皆さんは「エグゼクティブ」という言葉を聴いて、何を思い浮かべますか？ 大辞林によると、「エグゼクティブ」とは、企業で運営・管理などにあたる上級管理職、企業の幹部とあります。つまり、経営に携わる企業の中核人物のこと。その地位まで上り詰めた仕事のできる人。いわゆる人の上に立つ人です。

私は航空会社に勤務した25年間に、様々なビジネスパーソンと出会いました。その中でもチーフパーサーとしてファーストクラスを担当した5年間には、日本が誇る一流企業の経営者や著名な財界人、政治家、スポーツ選手など一般的に「エグゼクティブ」と呼ばれる方々と直接会話をし、お人柄に触れることができました。

ファーストクラスに乗るお客様にはある共通項があります。それが「エグゼクティブ STYLE」です。皆さんの隣にいるエグゼクティブは、素敵な振る舞いでCAを魅了しています。そんなエグゼクティブな世界をこっそりご紹介いたします。

🌀 「プレゼンス」と「姿勢」

第1回は、「一目置かれるスマートなプレゼンスを身につける」です。

プレゼンスとは日本語で、存在、風采、態度という意味があります。一言でいうならその人の持つ存在感。一目置かれるスマートな存在感をかもし出す要素とはどのようなものでしょうか？

例えば大勢が集まるパーティー。そのような場所には、男女問わずひととき目を惹く存在感のある方が必ずいらっしゃいます。決して容姿がずば抜けていいわけでも、格別にスタイルがいいわけでもないのに他人の目を釘付けにして離さない存在。そういう人は普通のひとと何が違うのでしょうか？

目に見えないオーラを放つ人と普通のひととの違い。それはずばり「姿勢」です。人の印象は「姿勢」で決まるといっても過言ではありません。

そんなことで一目置かれる存在感が出せるのか！ と思われるかもしれませんが、「そんなこと」が実は人の印象を大きく変えているのです。

特に日本男性、姿勢の悪い人が多過ぎる！ 常に背筋がピンと伸び、しかるべき位置にあごがあり、胸を張った状態を保っている殿方は意外に少ないものです。

チーフパーサーはボーディングの時、ドアの外でファーストクラスのお客様をお出迎えします。ゲートからボーディングブリッジを歩いていらっしゃる姿で、どんなお客様かをチェックするのです。姿勢がよく、歩き方がカッコいい人は遠くから見ても品格があり、誠実さを感じます。

一方で猫背だったり、背筋が反り気味だったりすると全体的にしまりがなく、だらしない印象や頼りない印象、あるいは横柄な印象を与えてしまいます。

いくら仕立ての良い高価なスーツを着ていても魅力は半減です。そのくらい姿勢の良し悪しは人に与える印象を左右するのです。

私が乗務したフライトの中で姿勢の良さで一番印象に残っているお客様といえば、なんと言っても皇太子殿下です。立ち姿は勿論のこと、歩くお姿もとてもスマートなのですが、驚いたのはお座りになっているときの姿勢です。飛行中

ファーストクラスの座席をお倒しになることなく12時間のフライトをお過ごしになっていました。

日常的に習慣にしていないことは付け焼刃ではできません。殿下の姿勢の良さに、常に姿勢を正した日常のお暮らしを垣間見た瞬間でした。

余談ですが、ファーストクラスではお客様が化粧室に立たれるとき、お使いの毛布はCAが軽くたたんでお客様が席にお戻りになるまでに整えた状態にするのですが、皇太子殿下はお使いの毛布をご自分できちんとたたんで離席されます。CAに対してもお心をお配りになるお姿には本当に頭が下がる思いでした。

🌸 「正しい姿勢」5つのポイント

本題に戻りますが、立ち姿もさることながら、歩く姿勢はいかがでしょうか？ 立っている姿勢が悪いのに、歩く姿勢がカッコいいわけがありません。背中を丸め、膝が曲がり、歩幅が狭い。そんな男性をよく見かけます。女性はモデルでなくてもウォーキング教室に通う昨今（本当の目的はダイエットのようですが…）、化粧や髪型だけにとどまらず立ち姿や歩き方を気にしている人は多いです。一方で男性は姿勢や歩き方などあまり気にしないという人が多いのではないのでしょうか。正しい姿勢と歩き方を身につけるだけで、あなたの印象は劇的に変わります。

そこで、一目置かれる存在感を醸し出すための「正しい姿勢」5つのポイントをご紹介します。

①視線をまっすぐ

視線を下に落とすとどうしても首が曲がります。立っている時はできるだけ視線を落とさずまっすぐ前を見ます。背骨の上に頭がまっすぐ載っているイメージです。

②背筋をまっすぐ

上から釣られているイメージで背筋を伸ばします。深呼吸で大きく息を吸ってみてください。猫背の状態では深呼吸できませんね。深呼吸をすると胸があがります。その上がったところが背筋がまっすぐ伸びた状態です。背筋の反り過ぎには注意してください。

③あごを引く

あごが上がると横柄な印象を与えます。横柄に見える姿勢からは品格は感じられません。極端にあごを引き過ぎるのも

NGです。視線が上目遣いになり、人を疑ったり、自信がなさそうな印象を与えます。あごを軽く引き、あごの角度に注意しましょう。

④肩、腕、胸に余計な力が入っていない

正しい姿勢をとってください！ という「気をつけ」の姿勢をとる人が多いのですが、良い姿勢は「気をつけ」の姿勢ではありません。全身に力を入れ緊張させるのではなく、肩、腕、胸など上半身には余計な力を入れず、肩の位置を水平に保ちます。

⑤腹筋（丹田）を締める

おへその下あたりの丹田と呼ばれるところが身体の中心です。丹田を意識した健康法や呼吸法が多く取り沙汰されていますが、ここに力を込めると身体が安定します。丹田を意識して、腹筋を締めると正しい姿勢を保つことができます。

いかがでしょうか？ たったこれだけのことを実践するだけで、一目置かれる存在に近づくことができるのです。

長年身体に染み付いた癖は簡単には直りません。いつでもどこでもこの正しい姿勢を保つことができなければ意味がないのです。

頭で理解するよりも徹底的に身体に覚えこませる！ これが大勢の中でも圧倒的なオーラを放ち、人の目を惹く存在感を示すことができる方法です。人は見た目が9割。顔の造形や体型は簡単には変わりませんが、姿勢なら意識次第ですぐに変えることができます。重いコートを脱ぐ季節。胸をはり、丹田を意識して姿勢よく街を闊歩してみたいはいかがですか？

遠くからでも人目を惹く存在になること間違いありませんよ！ 「エグゼクティブにはエグゼクティブなSTYLEを！」

山本 洋子
(株)TFSマナー & EDUCATION
代表取締役

25年間大手航空会社にて勤務。チーフパーサーとして世界中のVIPを接客し、教官として1200名以上のCAを育成、サービスアドバイザーとして6000名のCAの指導を行う。その後外資系保険会社でFPとして営業に携わる。一流の接客マナーと営業経験に基づいた独自のメソッドで実践的かつ効果的な研修を行う。





医療法人社団 同友会 理事長

高谷典秀先生のなんでも健康相談 ⑥1

長引く熱は他の病気の可能性も



数週間 微熱と体のだるさが続きます

かれこれ数週間になるかもしれませんが、熱が続いて、身体のだるさが続いています。市販の風邪薬を飲んでも、熱が出たり下がったりを繰り返します。病院で医者に診ていただいたところ、やはり風邪と言われ、薬も出していただきましたが、その薬を飲み続けても、やはり完全には治りません。

今も37度台の熱が出ています。くしゃみや咳などの症状はありません。高い熱ではないので、なんとか普通に生活していますが、ずっと身体が重だるい感じがします。このまま薬を飲み続けて、治るものでしょうか。それとも何か他の原因があるのでしょうか。



一度精密検査を受診してください

熱には個人差がありますが、一般的には平熱よりも0.5度ほど高いと微熱があると感じるようになります。すでに病院を受診されているのに、はっきりと診断がされずに熱が続くということで不安に感じているかと思います。

熱は様々な原因で出るので、診断をするには他の症状や検査結果なども考慮しなければなりません。実際に多いのは風邪によるものです。風邪はウイルス感染が原因となり、咳や喉の痛みなどの症状が出るのが一般的ですが、そのような症状がなく熱が出てくることもありえます。

風邪などの場合、やがて熱は下がり快方に向かうので、症状が何週間も続くというのはほとんどありません。38.3度以上の熱が3週間以上続く場合には「不明熱」と定義されることもあります。3週間程度経っても原因がはっきりしない

い熱が続く場合には、なにか他の病気が隠れている可能性があります。

例えば風邪以外の感染症、がんなどの悪性疾患、そしてリウマチをはじめとした膠原病などが考えられます。がんの場合、ごく早期であれば症状はないのですが、少し広がってくると炎症を起こしますので熱が出る場合があります。膠原病では、皮膚や血管の壁、関節の組織などに炎症が生じること、痛みなどの症状とともに発熱することもあります。

熱が出ている原因がはっきりしない中で、医師が処方する場合には、解熱剤など対処療法的な薬だと思われます。これは病気を根本的に治療する薬ではないので、もし何らかの原因疾患がある場合には、それらの薬だけでは治りませんから、精密検査によって原因をつきとめる必要があります。

例えば採血で身体の中の炎症の状況をチェックしたり、胸部X線検査やCT検査などで、肺に結核などの病巣がないかどうかを調べたりすることも重要です。がんが心配な場合には、内視鏡検査など様々な方法で検査を進めていくしかありませんが、それでも見つからない場合には、PET検査を行うことで全身を調べることもあります。

長く熱が持続する場合には、これらの検査を並行して行い、熱や炎症の原因を特定することが快方に向けての重要なステップになりますので、ぜひ一度精密検査を受診してみてください。





リフレッシュ・タイム



パソコン利用時の健康管理 疲れにくいパソコン作業環境を

職場でのパソコン利用者のうち、身体的疲労など自覚症状のある人は約8割もいることが分かっています。

パソコン作業は、座ったままの姿勢で、画面を凝視し、キーボードやマウス操作で手の位置が制限されます。そのためパソコン作業を長時間続けると、目の疲れ、肩こり、腰痛などの症状が起こりやすくなります。また、単調感・退屈感からストレスを感じたりすることがあります。

イラストのように、パソコン画面との距離や部屋の明るさなどに注意し、疲れにくい作業姿勢でのパソコン作業をおすすめします。

ブラインドやカーテンで
部屋の明るさを調節する

腰に負担がかからないよう
に背もたれの付いた椅子を
使用する

椅子の高さを調整して足の
裏全体が床に着くように



エアコンの風が直接
当たらないように

目は PC 画面から 40 センチ
以上離す

1 時間に 1 回休憩する

机や肘掛を利用して
手と肘を支える

あなたの健康管理、私たちにお任せください

協会けんぽ、全国印刷工業健康保健組合ほか
各種健康保健組合様の健診も承ります。

— 東京グラフィックス工業会共済会会員様のお得な人間ドック —

	一般価格	会員価格
人間ドック A コース 日帰り	53,000円＋税	39,500円＋税



人間ドック・健診とその後の健康管理を
高い医療技術と安心できる空間で
ご提供いたします。



経鼻内視鏡機器を揃えた
内視鏡センター新設



女性スタッフだけによる 画像診断センター新設
レディース健診フロア



再検査・精密検査
専門外来フロア新設



医療法人社団 **同友会**
春日クリニック

東京都文京区小石川1-12-16TGビル
TEL03(3816)5840 FAX03(3814)0004
<http://www.kasuga-clinic.com/>

▶ショーワ新春フェア

(株)ショーワ（賛助会員）は2月15日（木）～16日（金）千代田区の同社本社ビルにおいてショーワ新春フェアを開催した。新春フェアは毎年同時期に開催され、同社が取り扱う印刷関連機資材が一堂に揃う。

リコー Ri100はコンパクトサイズのガゼットプリンター。実際のサイズは40×50×70cmと一般的なガゼット用途のプリンターの3分の1の大きさ。

また一般的なプリンターでは本体のほかにヒートプレス機が必要になるが、本機は本体の上下にヒートプレス機を設置できるため作業スペースを確保することが容易となる。

最大1200×1200dpiのインクジェットヘッドを採用するほか、リコー独自のM-Dot（Modulated Dot technology）技術により、インクの吐出する位置、インク滴サイズを最適化することでざらつきのない表現ができる。Tシャツだけでなく、トートバッグなどにもプリントが可能で、オプション

のsmallサイズトレイを利用すれば子供用の小さなサイズにもプリント可能。

きりっ子 MC-22Tは名刺等のカードカッター。今回紹介されたMC-22Tはフルモデルチェンジした機体。主な特徴として、従来モデルの2倍に

あたる100シート積載可能な大容量の給紙台を採用（用紙厚0.2mmの場合）した。重送が発生した際には、超音波式重送検出センサーが断裁動作を停止し、用紙ロスを最小限に抑えることができる。傾斜調整ダイヤルにより、給紙台が回転するので印刷曲がりを補正することができる。さらに同時プリントされたカットマークをセンサーとマイコン制御でカット位置を自動補正する。プリント時の進行方向位置ずれがあっても、指定位置を正確にカットすることが可能。用紙色も赤系、青系、黄色系、黒紙まで選ばず自動補正で対応、用紙サイズも最小128×128mm～最大235×330mmの範囲で任意に選択できる。

富士ゼロックスのB9シリーズはモノクロに特化したオンデマンドプリンター。同機は片面も両面も毎分136ページの生産速度を実現している。これは従来品より低い温度での定着が可能になったEA-EcoLGK トナーとロール式定着器を採用することで可能となった。また用紙の安定走行を実現するため、急カーブのない搬送経路を採用している。両面プリント時など用紙反転機構を縦型にすることで、紙の曲がりが少なくなり画質の劣化防止とトラブル軽減に貢献している。



モデルチェンジしたきりっ子



Ri100



B9シリーズ



● Print Next2018 開催

去る2018年2月10日（土）、大阪府の大阪市中央公会堂にて Print Next2018が開催された。

Print Next2018は、ジャグラー SPACE-21を含む印刷団体青年組織3団体の主催によるもので、2004年のPRINT 4から数えると8回目の開催となる。

今回は「強い会社になる為に、そして企業を永く継続する為に。～強い会社とはなにかを見い出し、次世代に自社が魅力的な会社だと思わせてやる！～」をテーマとして、実行委員会により企画が練られた。

最優秀賞は東京ブロック

当日のプログラムは、協賛企業によるパートナーセッションからはじまり、お昼休憩を挟んで式典スタート、山本素之実行委員長の開会挨拶、来賓の紹介などが行われた。

「親子で語ろう未来の印刷」表彰では、杉山京志郎さんの作品「生物体内透視スキャンと同材質3Dプリント装置」が最優秀賞に選ばれ表彰状の授与、記念品・副賞の贈呈が行われた。

続いて「プリネクカップ～大阪の陣」発表会が行われ、全国8ブロック（北海道、東北、関東甲信越、東京、中部、中国、四国、九州）での取り組みが発表された。

投票の結果は懇親会で発表され、企画賞に東北ブロック、チームワーク賞に九州ブロック、達成賞に関東甲信越ブロック、最高賞である最優秀賞は東京ブロックの「ビジネスを楽しもう♪製造業がサービス業やったらこんななった！！（お米とコーヒー売ってみちゃいました！！）（稲満信祐リーダー）」が選ばれた。具体的には蔵前でコーヒーやお米を「蔵ssic」ブランドで販売した。なお店舗は東京グラフィックス城東支部所属の菅原印刷㈱（菅原寛子社長）の本社ビル1階を借りた。普段は倉庫して使われているが、レイアウトを店舗用に期間限定で変更し、集客をおこなった。

ほか九州ブロックでは自社とクライアントとの関係性を上げることをメインテーマとし、クライアントからの信用、信頼を得ることで次の仕事へのきっかけを創る、その積み重ねが大切と説いた。この九州の仕事の流儀が、強い会社、永

く継続することにつながる答えだと結論づけた。そして印刷業を情報伝達産業＝何かを伝えるプロとして捉え、笑顔と感謝が生まれたら本プロジェクトの成功と締めくくった。

最後は実行委員会メンバー全員が壇上に上がり、山本実行委員長の開会挨拶にて PrintNext2018は閉幕した。



未来の印刷賞



東京ブロックメンバー



懇親会のようなす

平成30年度事業計画・予算案を承認

(公社)東京グラフィックサービス工業会(菅野潔会長)は3月15日(木)午後6時から平成29年度第7回理事会を開催した。入退会の承認では1社の入会があり、会員数は303社となった。なお賛助会員の増減はなく35社。

公益目的事業の個人情報関連では、2月26日に日本印刷会館において個人情報保護法の改正、新JISに対応したプライバシーマークの基準についてセミナーを開催した。

平成30年度は役員改選期にあたるため、吉岡新役員選考委員長から、平成30・31年度役員候補者について提案があり、承認された。

次年度の委員会体制は、個人情報保護委員会、経営委員会、教育・技術委員会、総務委員会、広報・組織委員会という構成の予定。個人情報保護委員会、経営委員会はジャグラと連携して事業を推進していく。経営委員会はCSR部会、環境部会、マーケティング部会を設ける。団体課題別人材力支援事業については10月6日に開催される東京グラフィックスフェスタに参加する予定。東グラ出版会設立準備会を開き、会員の受注窓口拡大、会員企業及び東グラの収益拡大を目指すほか、日本自費出版ネットワークとの連携により、質の高い製品を提供することで、都民の出版ニーズに添えていく。

今期事業の進捗ではこの間、危機突破・組織拡大プロジェクトの東グラの宝実践部会と教育技術委員会が中心となり、2月7日に第2回ビジネスマッチング・サロンをニッケイビル8階で開いた。プレゼンター、オーディエンス合わせて35人が参加した。

青年部FACEでは、今年は旧次世代の会から数えて設立30年にあたるため、5月10日(木)東中野の日本閣において記念祝賀会を挙げる予定。現在FACE内で実行委員会を組織し準備にあたっている。内容等については検討中で事務的な手続きを先行しておこない、当日に向けて内容を充実させていく。

○理事会議題

- ①代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告
- ②公益目的事業
 - ・「個人情報保護」「環境・資源リサイクル」
 - 「文化の普及啓発」「雇用・人材育成」
- ③入退会の承認、加入促進
- ④東京グラフィックス次期役員候補案
- ⑤平成30年度事業計画案・予算案
 - ・次期委員会体制、各支部からの委員派遣
- ⑥平成30年度定時総会の開催
 - ・日時、会場、議題等
- ⑦各委員会、支部、共済会、FACE、ジャグラ・日印産連報告
 - ・危機突破組織拡大プロジェクト
 - ・東グラ出版会設立準備会
- ⑧スケジュール
- ⑨その他
 - ・エコマート



理事会のようす



あいさつする菅野会長

委員会報告

第9回 教育・技術合同委員会

■日時：4月4日（水）18:30～20:00

■場所：ニッケイビル8F会議室

■出席（敬称略）：笹岡、谷口（美）、落合、鈴木（将）、水野、武川、林（敬）、中田、中村（盟）（鈴木）

<議 事>

①平成29年度 事業総括

〔セミナー開催実績〕

- ・5月24日：事例発表・プレゼン「インバウンド対応作戦会議」（32人）
- ・6月22日：ビジネス交流プレゼン大会（32人）
- ・7月5日：“クラウド”の最新事情（ジャグラ・マーケティング委員会、青年部FACEと共催）（22人）
- ・10月4日：すみだ北斎美術館・co-lab 墨田亀沢 見学会（22人）
- ・10月20日：ビジネスマッチング・サロン①（東グラの宝実践部会と共催）（40人）
- ・11月15日：仕事の合間にできるリフレッシュ体操（14人）
- ・2月7日：ビジネスマッチング・サロン②（東グラの宝実践部会と共催）（32人）

〔意見〕

- ・他の委員会や自主研究会などのセミナーとは、うまく交通整理できた。
- ・見学会など、従来とは違う取り組みもできた。
- ・プレゼンテーション系のイベントの集客力があるので、今後も組織活性化のために続けたい。
- ・教育・技術委員会ならではの、セミナー企画がもう少しあってもよい。
- ・テーマによっては、普段、会の行事に参加しない会員も受講する例が多いので、参加者名簿を支部長にも渡してフォローなどをお願いするべき。

②フォント・セミナー（4／19）の運営確認

- ・日時・会場：4月19日（木）18:30～／於・ニッケイビル8F会議室
- ・講師：(株)モトヤ・野口勝氏

・司会＝中田委員、開会あいさつ＝林技術委員長、閉会あいさつ＝谷口教育委員長

集客は順調。ほとんどが社員。社員に関心の高いテーマだったと思われる。

③次回「ビジネスマッチング・サロン」（6月予定）の企画

- ・開催候補日：6月。次期委員と現委員が一緒に運営すれば引き継ぎもスムーズになる。次回プレゼンターが固まり次第、4名のスケジュール調整をして日時を決める。
- ・次年度の開催時期は、概ね6月・10月・2月の年3回程度が妥当。
- ・次回プレゼンター：緑陽社、大瀧印刷紙器、京文社
あと1社は、港支部の新入会員に打診する（→鈴木委員）
賛助会員は、リョービMHI グラフィックテクノロジー(株)に打診する（→事務局）

④次年度の委員会体制、セミナー・事業等の企画案

次年度は、教育・技術委員会として一つの委員会で事業を行う。

教育事業は引き続き、セミナー・見学会・サロン等の企画運営を行う。技術事業は、ジャグラと連携してスマートモノづくり、IoT、AI等の研究（セミナー等へのフィードバック）を行う案が出ている。

〔次年度セミナー企画案〕

- ・製本組合が実施しているような断裁機の講習を、毎年定期的に開催できるといい。「断裁士」の資格取得支援等。（製本組合から協力を得られるかどうか打診する→中村委員）。
- ・「事業パートナー」松本氏の、経営支援系のセミナー（金融機関との付き合い方など）。

■次回委員会：必要に応じて現委員と次期委員の引き継ぎ等の機会を設ける。5月下旬～6月上旬

2月1日

■SPACE-21 総会打ち合わせ
10:00～ コニカミノルタ

2月2日

★女性の会レインボウ会議
時間不明 いらか銀座店
議題／次期体制について
出席／中村（真）、菅原、小池、井上（圭）〔吉野〕

◎プライバシーマーク現地審査
マトリックス・オーガナイズーション
〔渡部、斎藤〕

☆東京都職業能力開発協議会

2月6日

■プライバシーマーク審査会
11:00～ ニッケイビル
内容／付与・更新審査
出席／野田、林田、中村（盟）
〔吉野、渡部、斎藤〕

☆東京都公益法人説明会

13:30～ 都庁
内容／①公益法人の各機関の役割と責任②変更認定・変更届出の留意点③立ち入り検査④定期提出書類の作成・決算に関する留意点、他
出席／鈴木

☆リョービ新春ショウ（～7日）
出席／菅野、青木、笹岡、鈴木（将）〔斎藤〕

2月7日

●第2回ビジネスマッチング・サロン
18:00～ ニッケイビル
プレゼンター／文化ビジネスサービス、恵友印刷、電算紙、文成社、FFGS
参加／32人〔吉野、鈴木〕

☆PAGE2018（～9日）

2月8日

●危機突破・組織拡大プロジェクト部
会長会議
16:00～ ニッケイビル
議題／①各部会報告②プロジェクトのクロージングと今後の取り組みについて
出席／菅野、田中、早坂、中田、中村（盟）、原田（大）〔鈴木、斎藤〕

●ホームページ・リニューアル打ち合わせ
17:30～ ニッケイビル
内容／業務委託先選定のための入札について
出席／田中、只野、榎本〔鈴木〕

★青年部FACE 定例会
18:30～ ニッケイビル
内容／①設立30周年記念事業について②PRINTNEXT 東京ブロック発表リハーサル
参加／35人〔吉野〕

2月9日

◎プライバシーマーク現地審査
ケープリント〔渡部、斎藤〕

2月10日

☆PRINTNEXT2018

2月13日

●ホームページ・リニューアル業務委託先選定入札説明会
17:00～ ニッケイビル
内容／①入札条件の提示②入札の方法について
出席／田中、只野〔吉野、鈴木〕

◎プライバシーマーク審査
勝美印刷〔渡部、斎藤〕

2月14日

●第8回教育・技術合同委員会
18:30～ ニッケイビル
議題／①第2回ビジネスマッチング・サロンの報告・反省②「社長講座」のセミナー③今後のセミナー・事業の企画、他
出席／笹岡、谷口（美）、金子、鈴木（将）、水野、西野、武川、林（敬）、中田〔鈴木〕

2月15日

●人材力支援事業集合研修②
16:30～ マンパワー日本橋
テーマ／企業の重要課題の1つである管理職育成（講師：野崎大輔氏）
☆ショーワ新春ショウ（～16日）

2月16日

●第2回東グラ出版会設立準備会
17:00～ ニッケイビル
議題／①東グラ出版会の企画説明②意見交換・その他

出席／菅野、笹岡、田中、鈴木（将）、川井、谷口（美）、渡辺、比嘉、武川、高橋（範）〔鈴木、斎藤〕

2月20日

●第6回総務委員会

18：30～ ニッケイビル

議題／①今期事業の確認②次年度事業について③2018年度総会について、他

出席／田中、落合、清水、榎本、宮地、只野、大瀧、村井、児玉、武川〔鈴木、斎藤〕

2月23日

●自主研究会「社長講座」セミナー

18：30～ ニッケイビル

テーマ／今さら人に聞けない「仮想通貨」って何だ？（講師：山下潤一郎氏）

後援／教育・技術委員会

参加／18人〔鈴木〕

2月26日

☆東京都中小企業団体中央会助成事業説明会

10：00～ 東京国際フォーラム

内容／2018年度の助成事業について

出席／鈴木

●個人情報保護セミナー

18：00～ 日印会館

内容／法改正・JIS改定について（講師：岡田崇志氏・山田弘氏）

参加／65人〔斎藤〕

☆東政連常任幹事会

15：30～ 日印会館

出席／青木、斎藤

2月27日

●ホームページ・リニューアル打ち合わせ

17：00～ ニッケイビル

内容／業務委託先の選定、他

出席／田中、只野、榎本〔鈴木〕

2月28日

●人材力支援事業集合研修③

16：30～ 東京都トラック総合会館

テーマ／従業員が楽しく生き生きと働く会社をつくる（講師：假谷美香氏）

★青年部30周年実行委員会

18：00～ ニッケイビル

議題／式典の会場について

出席／田村、篠崎、松谷、谷山、古川〔吉野〕

軽オフセット印刷・製本のスペシャリスト！

モノクロ印刷ならイナミツ印刷

- 印刷から製本まで安心の自社一貫生産ライン
- 無線綴じも針綴じも、充実した製本設備
- 小・中ロット、大量ページの印刷物に強い！
- PDF入稿、紙版下入稿、どちらでもOK！

高品質

低価格

短納期



株式会社イナミツ印刷

本社：東京都品川区東品川 1-17-2
TEL:03-3471-6010 FAX:03-3471-6345

ホームページからお気軽にお問い合わせください→



表紙の絵



住吉廣尚・廣隆「春秋遊楽図屏風」(右隻)

板橋区立美術館蔵

※本作品は現在展示されていません。

東グラ

月刊 東京グラフィックス

2018年4月号

Vol. 57 No. 698

■発行日 平成30年4月15日

■発行人 野田 晃司

■編集人 田中 秀樹

■発行所 東京グラフィックサービス工業会共済会

<http://www.tokyographics.or.jp>

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16

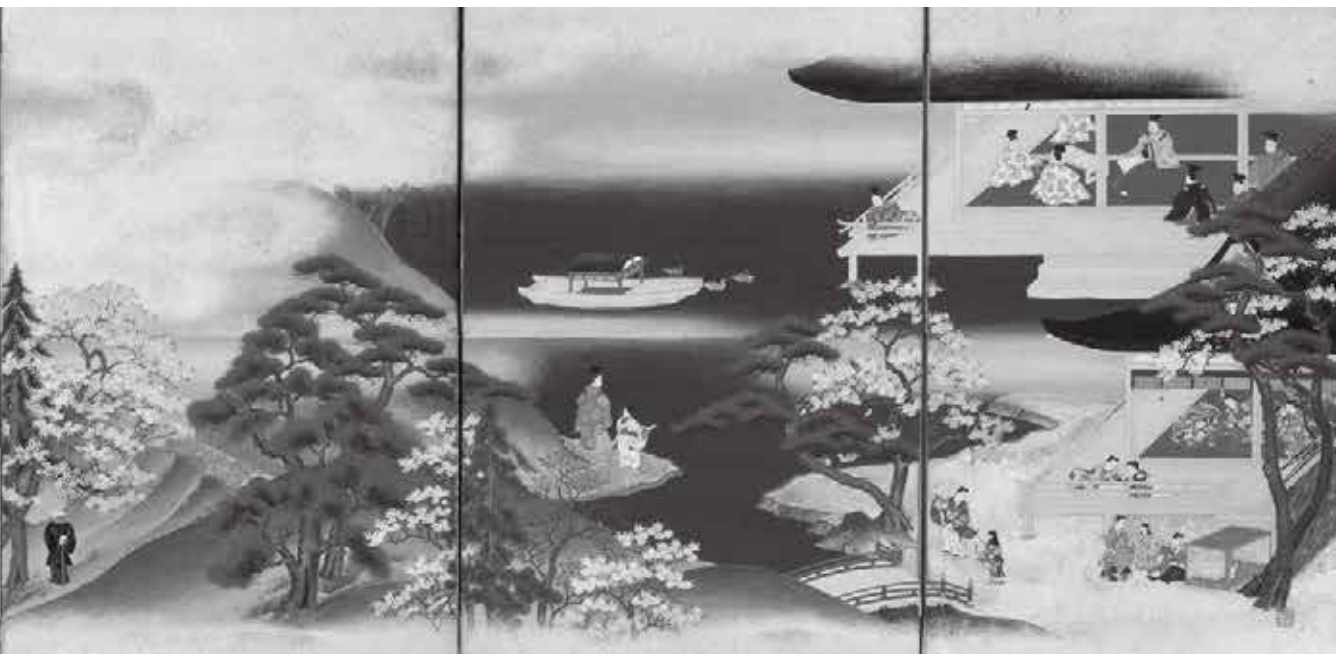
TEL.03-3667-3771 FAX.03-3249-0377

■年間購読料 12,960円(税・送料込み)

■印刷・製本 (株)文栄社 (中央支部)

- ・組版ソフト : InDesign cs6, Illustrator cs6
- ・RIP (表紙) : Kodak トレンドセッター400
- ・RIP (本文) : SCREEN EQUIOS Ver.4.50 EQ019 EQ1
SCREEN Trueflow SE Ver7.30 TF359
- ・CTPセッター (表紙) : Trendsetter400 II QuantumAL
- ・CTPセッター (本文) : PT-R8900S
- ・CTP版 (表紙) : FUJIFILM XP-F 19-03 633525
- ・CTP版 (本文) : FUJIFILM XP-F 19-01 631943
- ・印刷機 (表紙) : RMGT7 790
- ・印刷機 (本文) : SpeedMaster SMK2-2P
- ・用紙 (表紙) : プライトーン菊判62.5kg
- ・用紙 (本文) : b7バルキーA判38.5kg
- ・インキ (表紙) : 女神インキ工業株式会社
- ・インキ (本文) : DICグラフィックス株式会社

【本誌の無断転載を禁ず】



◇ 板橋区立美術館のご案内 ◇
〒175-0092 東京都板橋区赤塚5-34-27

TEL.03-3979-3251 FAX.03-3979-3252
展覧会テレフォンサービス: 03-3977-1000

<http://www.itabashiartmuseum.jp/>

【お知らせ】当館は2018年4月16日(月)～2019年6月頃まで改修工事のため休館します。

 MOTOYA

印刷とDTPに精通したモトヤの強み

社会保険料・福利厚生費など固定費が不要な
貴社が必要とする印刷とDTPのプロフェッショナルを
必要なとき、必要な期間だけ派遣します。
求人・採用の手間も不要です。
お気軽にお問い合わせください。

人材
派遣

導入実績100社以上!



見積／受注・制作・印刷・配送予定／加工
在庫／発注仕入／販売／原価システム
(ピーマン)

P-MAN Business e-Brain
PRINT MANAGER

今こそ、情報の見える化(MIS)を!

経営者に必要な利益管理の仕組創りをお手伝い

営業情報を正確に早く

制作・製造部門に伝えます。

生産性向上、ミス・ロス低減で利益向上

印刷業向け業務パッケージの決定版

人材を探している企業と仕事を探している人材の出逢いのサイト

M-JOB-N@VI

<http://www.m-job-navi.com/>

モトヤ人材派遣部 東京 ☎(03)3523-8719

派遣事業許可番号 般 27-030254／紹介事業許可番号 27-コ-030174

印刷のソリューションプロバイダー

 株式会社 モトヤ

<http://www.motoya.co.jp/>

東京 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-5-5 ☎(03)3523-8711(代)
大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-10-25 ☎(06)6261-1931(代)
横浜・千葉・名古屋・京都・神戸・姫路・福岡

新エコプロジェクト 始動!

GREEN GRAPHIC PROJECT

富士フイルムは、お客さまと共に取り組む
環境保全活動をはじめました。

富士フイルムは、「カーボン・オフセット制度」の活用により、『SUPERIA 完全無処理サーマルCTPプレート』のCO₂排出量を全量オフセットし「カーボンゼロ化」する『Green Graphic Project』を開始しました。

カーボンゼロ・プレートで



カーボン・オフセット認証
A0376

- 印刷物の製作工程で発生するCO₂排出量の削減に貢献できます
- 開発途上国支援に貢献できます
- ローカーボン印刷物で差別化が図れます
- 新たなCSR活動としてPRできます

